

養子縁組あっせん事業許可基準チェックリスト

審査項目	チェック内容	備考
経理的基礎 (第7条第1項)	①養子縁組あっせん事業を安定的に遂行するに足る財産的基礎を有しているか	
社会的信望 (第7条第2項)	①養子縁組あっせん事業を行う者(法人の場合は、その経営を担当する役員)が社会的信望を有しているか	
	②申請者が暴力団員等の反社会的勢力の者又は反社会的勢力の者と関わりを持っていないか	
申請者の組織形態 (第7条第3項)	申請者は次のいずれかの組織形態であること	
	①社会福祉法人	
	②医療法人	
	③公益社団法人	
	④公益財団法人	
	⑤一般社団法人	
	⑥一般財団法人	
⑦特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人		
事業の経理 (第7条第4項)	①養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準じるものであるか	
営利目的の禁止 (第7条第5項)	①営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものではないこと ※営利目的とは、あっせん行為の対価として金銭その他の利益を受け取る意図をもってという意味である	
不正目的の禁止 (第7条第6項)	①脱税その他不正な目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものではないこと	
個人情報の管理 (第7条第7項)	①個人情報を適正に管理し、関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられているか	
	②養子縁組あっせんに係る業務に関する事項を記載する帳簿を備付け、必要なバックアップをとるなどの措置が講じられているか	
適正な遂行能力 (第7条第8項)	①法及び法に基づく命令等に適合した業務方法書を作成し、それに従って適正に運営されることが期待できるか	
	②養子縁組のあっせんのみならず、児童、児童の父母及び養親希望者に対して的確な支援を行うことができる能力を有するか	
	③養子あっせん事業の許可を取り消された者にあつては、取消の日から起算して5年を経過するとともに、当該取消の事由が解消されているか	
	④国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合にあつては、相手先国の法制度について把握するとともに、児童、児童の父母等及び養親希望者との確かな意思の疎通を図るに足る能力を有する者であるか	
	⑤養子縁組あっせん責任者について、なり得る者の名義を借用していないか	